

令和5年度  
第3回 水戸市都市交通戦略会議全体会議  
(書面協議)

目次

1 協議事項

議案第4号 専門部会「運賃部会」の設置について

(参考資料)

道路運送法 抜粋

議案第4号

専門部会「運賃部会」の設置について

このことについて、別紙に基づき設置する。

令和6年1月18日提出

水戸市都市交通戦略会議  
会長 金利昭

## 別紙

### 専門部会「運賃部会」の設置について

#### 1 設置が必要な理由

一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、旅客の運賃及び料金の上限の設定又は変更をする場合、道路運送法（以下「法」という。）第9条第4項に基づき国土交通大臣に届け出ることとなるが、令和5年10月の法改正に伴い、届出に係る運賃等について、法に基づく構成員により構成された地域公共交通会議等において協議が整っていることが必要となった。

この度、茨城交通株式会社が令和6年3月1日付けで運賃を改定することに伴い、水戸市都市交通戦略会議（以下「本会議」という。）で事業計画の協議を調えた路線の上限運賃の変更について、法に基づく協議を行う必要があるため、本会議規約第9条に基づき、専門部会を設置するものである。

#### 2 設置内容

##### (1) 専門部会の名称

運賃部会

##### (2) 部会員

水戸市市長公室交通政策課

一般乗合旅客自動車運送事業者

国土交通省関東運輸局茨城運輸支局

水戸市住みよいまちづくり推進協議会

##### (3) 部会長及び副部会長

部会長 水戸市市長公室交通政策課

副部会長 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局

<参考資料> 道路運送法 抜粋

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(法第9条に係る協議運賃の設定又は変更の届出のイメージ)

